

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和7年8月6日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和7年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

山形屋

鹿児島市金生町3番1号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による変更に関する届出

令和7年3月14日

3 意見の概要

交通関係について

- 駐車場の収容台数の変更にあたって、来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や繁忙期の付近道路への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。

駐車・駐輪場について

- 駐車場利用者等について、事前予測と今後の状況に大きな乖離が生じた場合は、追加的対応を講じること。
- 路外駐車場の設置、廃止等については、駐車場法第11条及び第12条、13条並びに14条に該当する場合は必要な手続を行うこと。
- 照会の変更事項については、「鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」第8条第2項に基づき、同条例に基づく届出事項の変更について、市街地まちづくり推進課と協議を行うこと。

環境保全（騒音・廃棄物等）について

- 防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。
- 店舗の周辺住民等から騒音や振動などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意をもって対処すること。

建築行為について

- 建築基準法及び関係規定を遵守すること。